

令和5年度  
第437回山口地方最低賃金審議会

令和5年8月23日（水）10時00分から  
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 令和5年度山口県最低賃金の改正決定について
  - (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
  - (2) 山口県最低賃金専門部会の廃止について
  - (3) 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
  - (4) 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について
- 2 その他

# 資 料 目 次

- 1 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
  - (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出  
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 執行委員長 三輪 力也
  - (2) 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書  
ユニオン山口 執行委員長 打道 晋一
  - (3) 2023 年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出  
山口県医療労働組合連合会 執行委員長 萩原 秀樹
  - (4) 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書  
生協関連一般労働組合中四国 執行委員長 西崎 直人
  - (5) 山口県最低賃金の答申に関する異議申出書  
コープやまぐち労働組合 執行委員長 吉賀 直紀
  - (6) 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出  
山口県高等学校教職員組合 執行委員長 石田 高士
  - (7) 「山口労働局一般公示第 44 号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出  
山口県労働組合総連合 議長 石田 高士  
山口県労働組合総連合非正規部会 部会長 平島 真木子
  
- 2 その他

2023年8月21日

山口労働局長 名田 裕 様

全国一般労働組合全国協議会  
山口連帯労働組合  
執行委員長 三輪 力也



山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2023年8月7日付、山口労働局一般公示第44号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てます。

1. 異議の内容

(1) 最低賃金の1時間928円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額1113円に引き上げること。

(2) その他

2. 理由

(1) について

時間額1500円以上という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の7月17日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」で述べたとおりです。1時間928円は、最低賃金法第1条「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定に資する」水準ではありません。この額だと、週40時間目一杯働いて年間労働時間が2080時間としても年収193万円で、ワーキングプアの基準になっている200万円より7万円も少ないし、雇用の不安定さを考慮し年間労働時間を1800時間とすると年収167万円に過ぎません。山口県の人口は1980年代の160万人から減り続け、2023年には130万人になっており、2040年に107万人になると予測されています。当然のことですが企業の売上も人口の減少にかなり比例することが予測できます。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るといふ悪循環が続き、長期的には山口県全体の中小零細企業はほぼ全滅になりかねません。なお、時間額1113円は東京都の最低賃金の答申額です。当組合は組合意見書で述べている通り、最低賃金の全国一律制を主張していますので、今年1500円以上がどうしても不可能であれば、東京都の答申額に合わせて1113円とすることを求めます。

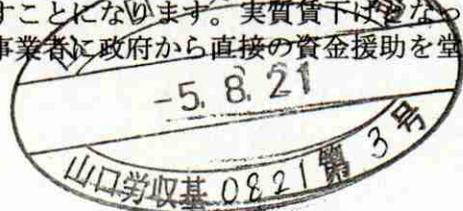
生活保護との比較については、比較対象を18～19歳の単身世帯者ではなく、社会の持続可能性を保つために、ひとり親世帯とすることを求めます。

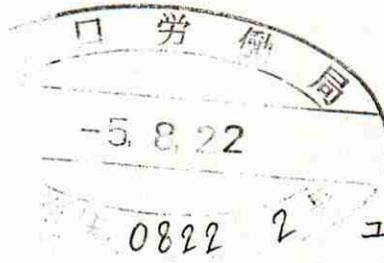
今後さらに物価が上昇した場合、山口労働局長が今秋にも、最低賃金額改定の諮問を行うことを求めます。

(2) について

最賃審議会、専門部会において、各労組や団体からの意見書について、一言も言及がなされませんでした。ぜひとも考慮・言及をお願いします。意見陳述については、4人で計20分、1人あたり5分の陳述時間とされ、昨年までよりも短くなりました。もう少し長く陳述時間を取るよう要望します。

業務改善助成金制度について、「生産性向上」とは、単位労働時間あたりの財・サービスの生産量を増やすことです。増産した財・サービスが全部売れば賃上げもでき利益も出ますが、現在の経済状況から考えて販売量が増えることは考えにくいです。だから生産性向上のために設備投資した企業は、今までと同じ量を生産して、人員削減や労働時間短縮で、人件費削減に努むのが合理的行動となります。生産性向上の結果さらに社会全体の購買力を減らすことになってしまいます。実質賃下げになってしまっているので、社会の生産活動を支えている中小企業・小規模事業者は政府から直接の資金援助を堂々と主張してほしいと思います。





2023年8月22日

山口労働局長 名田 裕 様

ユニオン山口  
執行委員長 打道晋



### 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

山口県最低賃金について、次のとおり異議を申し出ます。

#### 記

1 今回の「40円」引き上げで「928円」で収めることには不服です。さらなる引上げを求めます。

地方においては車が必需品ですので、その経費も含めて試算すると時給で1600円、月換算で26万円は必要です。全労連の生計費調査でこのことは明らかです。非正規の労働者が普通のくらしをできるように最低賃金の大幅引き上げを求めるものです。

2 中小企業への支援強化を強く行政に求めて下さい。

毎年の審議会で使用者側から「支払能力」が問題とされ、それを理由に最低賃金が低額で抑えられています。しかし、この問題は政府の中小企業支援策の強化や支給の条件を下げることでクリアできるものと考えます。労働局より中小企業支援を強めるよう関係機関に強く要請してください。

3 会議の原則公開をさらに押し進めてください。

今年度、公開について一定の前進があったことは評価できるものです。公開という原則の立場で、これをさらに進めてください。

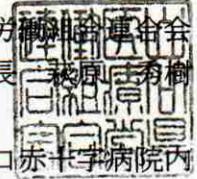
以上

2023年 8月22日

山口労働局長  
名田 裕様



山口県医療労働組合連合会  
執行委員長 萩原 正樹



住所 山口市八幡馬場 53-1 山口赤十字病院内  
電話番号 083-925-0663

## 2023年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、山口地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を40円引き上げ、928円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山口県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

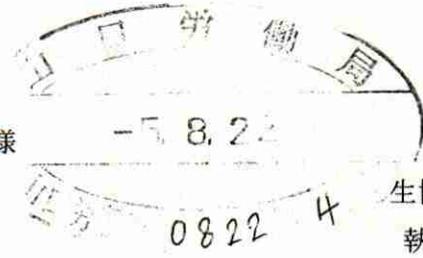
### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は185円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2023年8月22日

山口労働局長 名田 裕 様



生協関連一般労働組合 西崎 執行委員長  
生協関連一般労働組合 西崎 執行委員長

## 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第44号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から答申のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

### 記

#### 1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より「40円」引き上げ「928円」とすることには、不服です。再審議を求めるものです。
- (2) 収入調整せざるを得ないパート労働者への考え方に、異議があります。発効日の変更によって解決するものではなく、税制度そのものの見直しを考えるべきです。
- (3) 山口地方最賃審から、行政への付帯決議がないことは不服です。中小企業支援策の強化を求める行政への付帯決議が必要と考えます。
- (4) 審議会、専門部会における審議の場が、3者が集まる場合は公開になったことは、評価します。引き続き、会議は公開を原則とする考え方を踏襲されるよう要請します。

#### 2. 理由

- (1) 山口県の最低賃金について、中央の目安通り「40円」引き上げて「928円」とすることについては不服です。

いわゆる非正規で働く労働者は、在宅ワークもままならない、社会生活にとって欠かせないエッセンシャルワーカーとして働いている人が多いにもかかわらず、その処遇は最低賃金を目安に時給が決められていることから、その最賃額が、いくら2002年以降最高額の上げ幅といっても、928円では一日8時間働いても月収は16万1千円程度で、年収は約193万円という未だワーキングプアの水準なのです。しかも、そのような状態に置かれている労

働者が、今や全労働者の4割に達しようとしています。審議会の中で、「最賃近傍の賃金で、一家の生計を立てているのは、ごく僅か」と受け取れるような発言がありましたが、そんなことはありません。1995年に当時の日経連が「新時代の日本的経営」という方針を出して以降、正規職員から非正規職員への置き換えは急速に拡大しました。そのため、従来は家計の補助的な位置づけであった、いわゆるパート労働が全労働者に拡大し、未来を担う青年たちの半数近くも、非正規労働者として社会に出ざるを得ない現状があることを認識して頂きたいと思います。意見書と意見陳述の場でも意見を述べてきましたように、一日8時間働いていながら、年収が200万円にも達しない、この現状をなんと考えておられるのでしょうか。働いているのに貧困である、親の貧困が子どもにも連鎖する、この日本の現状はなんととしても改善しなければなりません。最低でも早急に1,000円以上の最賃に近づける努力をして頂きたいと思います。

使用者側委員からは、最低賃金はセーフティネットの要素を持つものだから3要素を基に決めるべきとの意見を何度か主張されてきました。セーフティネットの要素を持つことを認めるならば、なおさら3要素を基に決めるのではなく、国の政策として全国一律で「健康で文化的な最低限度の生活」が営める最低賃金額を決めるべきです。中小企業が厳しいから、労働者に生活できない時給を押し付けるのだとしたら、最低賃金の本来の目的に逆行するものとなってしまいます。共に国に対する運動を強めるべきだと考えます。

私たちが参加して行われた最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも1,500円以上です。全国27の地方で調査が行われましたが、同じように1,500円以上が必要との結果が出ています。ランク分けする必要性は、全くないことも証明されています。最低賃金法第1条で定められている「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」主旨を実行するためには、労働者の生計費がどれだけ必要なのかを十分に審議する必要があるし、そこから導き出された時給に向けて、どのように達成させていくのかを審議するのが審議会の本来の役割ではないでしょうか。

今回の答申額40円は、この物価高騰の中、コロナ感染の脅威も未だある中、在宅ワークもままならず懸命に働いている労働者に対して、残念ながらその労に報いないばかりか将来展望を抱けるものではありません。再審議を求めます。

(2) 今回、初めて参考人招致も行われ、意見を聞きました。そこで言われていたことは、最低賃金が上がると、年末の繁忙期に就労調整を行う方々が多く、人手不足に拍車がかかっており、発効日を1月にしてほしいということでした。就労調整を行う最大の問題点は、非扶養者であることによる扶養手当や課税控除などの利点の方が、自らが稼ぐ賃金より高いというところにあります。現状の時間給で扶養手当額分を自らが稼ごうとすると、かなりの労働時間を増やさなければならない、つまりそれだけ時間給が低いというところに問

題点があります。いつまでも自立した労働者になることを阻む低い時間給と、個人単位ではなく家族単位の税制度に問題があるのは明らかです。その問題点を正すことをせずに、安易に発効日をずらすことで問題が解決するかのような論点は、到底認めることはできません。103万円、106万円、130万円などのいわゆる「収入の壁」を取り除く税制度となるよう、国に対する働きかけを共に行われるよう願います。

(3) 最低賃金の引き上げに伴う環境整備については、労働局としての業務改善助成金活用の周知に留まっていますが、業務改善助成金は改善されつつあるとはいえ、依然として使い勝手が悪いとの評価を受けており、活用状況も芳しいものではありません。審議会として、中小企業が最低賃金引上げに対応できるよう、政府に対して強力な支援策を求める付帯決議をされるよう要請します。

(4) 今回、公労委の3者で協議する審議会が公開されたことは、一歩前進だと思います。審議のあり様がよく分かり、何度意見を述べたいと思ったかしれません。今後も、会議の基本は、完全公開である原則に則った運営がなされるよう要請します。

以上



山口労働局長 名田 裕 様

2023年8月21日

コープやまぐち労働組合  
執行委員長 吉賀 直純



## 山口県最低賃金の答申に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第44号）に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

### 記

#### 1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「40円」にとどまる引上げには不服です。物価高だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- (2) 地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。
- (3) 審議会の専門部会を含むすべての審議の場、資料を完全公開とすることを求めます。
- (4) 意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

#### 2. 理由

(1) コープやまぐちには7割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「40円」の引上げ、答申額920円では、月額換算で161,920円(一日8時間、月22日)にしかありません。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をしていた所です。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。最低でも時給1,000円以上は必要です。長期化したコロナ禍も含め、歴史的な物価高も鑑み、1日8時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。

山口県労連が行った最低生計費試算調査でも「ふつうの暮らし」を行うのには、最低でも「時給1600円」は必要だというデータも出ています。議事録を見ても最低賃金法9条における「労働者の生計費」に沿った審議にはなっていないと考えます。山口県最低生計費試算調査のデータを用いるべきです。

最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能であると考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、物価高の中でその重要性がますます高まっています。その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。専門部会における参考人の意見では、最低賃金が上がると収入調整により人手不足に陥る為、発行を遅らせて欲しいとの事ですが、収入調整が必要な労働者は、扶養手当や課税制度としての利点の為に  
行われている事で、個人単位ではなく家族単位の制度に問題があり、根本的な解決にはなりません。自立した労働者として、「ふつうの暮らし」が出来るよう、目安以上の賃上げをすべく、当事者の声を全面に掲げ、山口地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

(2) 今年からランクがABCの3つとなり、「41円」「40円」「39円」という中央最低賃金審議会の目安が示されました。しかし、この物価高の中多くの県で目安より高い答申がされました。山口県においては、お隣の福岡県がプラス1円の答申となり、格差が広がりました。中四国で見た場合、Cランクの鳥取県が、Bランクの愛媛県、徳島県よりも高い最低賃金となり、もはやランク制度は意味をなしていません。

最低賃金のランク制度は地域格差を増し、地域経済の衰退を助長させるものです。コープやまぐち内においても、広島県と隣接する岩国地域、福岡県に隣接する下関地域は、常に人手不足に悩まされています。その最たる要因に最低賃金の地域格差があります。山口県より高い時給である隣の県に人口が流出している実態もあります。

2022年度は223の自治体で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択されています。山口県においても地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することが必要です。

(3) 専門部会が一部非公開であることについては、納得できません。今年度、公・労・使3者の協議及び、専門部会が公開になった事、また2者の協議についても文書で公開した事は評価します。しかし国民の最低限の権利としての最低賃金が一部非公開の審議の場で決定されている事は不服です。最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。全ての審議を完全公開にする事を求めます。

(4) 意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたって、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上

山口労働局長  
名田 裕 様



2023年8月22日

山口県高等学校教職員組合  
執行委員長 石田 高



## 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第44号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項及び第12条の規定により、次のとおり異議を申し出る。

### 記

#### 1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した2023年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間928円」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円」、最低でも「時給1,000円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、すべて審議の場について完全公開を求める。

#### 2、理由

- (1) 4ランク別に答申されていた「目安」が今年度から3ランクへと変更された。これにより地域間格差の是正につながる引き上げが期待されていたが、結果として「目安」通りであり、格差是正はなされなかった。逆に都市部との格差は広がった。Aランクの「目安」が41円であることから、「41円を超える」引き上げは答申されて当然であり、容認できない。

意見でも指摘したが、格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率は84.6%で、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にあり、特に岩国地区の県内就職率は62%、下関地区の県内就職率は78%と低くなっている。「目安」通りでは、隣県の広島との差は縮まらず、福岡との差は広がった。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する引き上げが求められる。近隣では島根・鳥取で「目安」プラス7円の引き上げを答申し、B・Cランクでは23県が「目安」を超える答申を行い、格差是正に取り組んでいる。山口県も、県から他県への人口流出の課題に真摯に向き合うことが求められる。

(2) 「1時間 928 円」では、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」という目的は果たされず、現下の労働者・国民の生活改善どころか、先行き不安をさらに増幅させるものであるため承服できない。

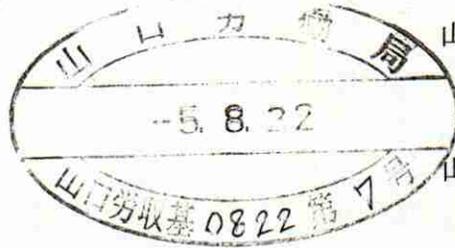
年収の壁の議論も行われているが、生計費原則を踏まえるのであれば、最低賃金は何よりも個人として自立できる賃金水準であるかどうか問われる。2019年5月に山口県労働組合総連合が発表した「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身25歳が必要とする最低生計費は月額24万円となり、時給に換算すると「1,600円」が必要であることが明らかになっている。時給1,000円ですら、自立し、まともに暮らしていくことは不可能であることは県労連が毎年実施している「最賃生活チャレンジ」でも明らかである。早急に「時給1,500円」、最低でも当面「時給1,000円」の引き上げを求めるものである。また、そのための中小企業への支援策、税控除制度の見直しを、山口最低賃金審議会として附帯決議等で要望すべきである。

(3) 政労使がそろって専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会の公開、概要の文書公開は評価できる。しかし、審議の透明性および公平性を高めるため、最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、二者による専門部会を含め、全ての審議が完全に公開されることが大前提である。事実上、最低賃金額について審議する専門部会において、どのような議論を経て意見が提出されたのかは不透明である。専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求める。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

2023年8月22日

山口労働局長 名田 裕 様



山口県労働組合総連合  
議長 石田 高士

山口県労働組合総連合非正規部会  
部会長 平島 真木



## 「山口労働局一般公示第44号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出

山口地方最低賃金について、山口地方最低賃金審議会から「40円」の引き上げの改正決定についての意見が提出されましたが、現下の経済情勢、急激な物価高騰等による生活への影響を考慮すると、40円の引き上げでは不十分であると言わざるを得ません。

答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり承服することはできません。よって、下記の通り異議を申し出ます。

### 記

#### 1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容を、中央最低賃金審査会における目安額に追随した「40円」の引き上げとし、「1時間928円」にとどめたことについて。
- (2) 最低賃金審議会の審議の前提が、直接最低賃金が支払われる非正規労働者にほぼ限定されていることについて。
- (3) 山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて。
- (4) 山口地方最賃審から、行政への具体的要望がないことについて。

#### 2、理由

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容を、中央最低賃金審査会における目安額に追随した「40円」の引き上げとし、「1時間928円」にとどめたことについて。

答申額は、昨年平均引き上げ額31円を上回る過去最高額額となっているが、長期化したコロナ禍も含めた歴史的な物価高騰に直面していることもあり、この引き上げ額では不十分である。「40円引き上げ」では物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらない。

今年度より、ランク数が4から3へ変更され、地域間格差の是正につながる地域での審議が期待されたが、結果は、最高額1,113円、最低額893円で、地域間格差は220円と昨年より1円広がった。全国加重平均1,004円は、岸田首相の公言する「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上」

の実現のように見えるが、山口県の 928 円では平均額 1,004 円との比較で 76 円も下回り、昨年比較でも平均額で 3 円の開きが生じている。そもそも加重平均を上回っているのは A ランクの都府県に京都府を加えた 7 都府県のみで、40 道県が下回るという実態は、ますます地域間格差を拡げることになり許容できるものではない。狭い国土でありながら、最低賃金に差をつける必要があるのか。

また、労働者の確保のためにも募集賃金の引き上げが必要であることは、労使ともに共有された課題になっているが、物価高騰分を価格転嫁できずに収益が圧迫されていることで、引き上げの困難さを訴えている。政府の責任で、最低賃金の引き上げが可能となる中小企業支援策をいまずぐ具体的にすすめることが求められる。

社会生活を営むのに欠かせない医療や介護、食料品の販売などの仕事に携わる労働者の多くが非正規労働者であり地域の最低賃金に張り付く時給となっていることはあまりにも理不尽であり所謂ワーキングプアを生み出す源となっていると言わざるを得ない。

最低賃金額は、時給で働く非正規労働者だけでなく、正規労働者の賃金にも影響を及ぼすものであり、公務を含めた正規労働者の賃金決定にも反映されていることは否めない。時給 928 円という答申通りの改定がなされたとすると、フルタイム（月 173.8 時間労働）で働いても月収は 16.1 万円程度で、年収は約 193 万円となる。働く貧困層ラインとも言われる「年収 200 万円」以下の水準であり、これでは健康で文化的な生活どころか自助さえもままならない。まともな生活はできず、将来への展望は見いだせない。労働者が 8 時間働けば、安心して生活ができ、青年にとっては家族も持てる展望のある時給として「1500 円」を実現することは重要であり、この国の将来にも関わってくる。

「地域別最低賃金と人口の社会的増減の比較図」が示すように、最低賃金の低い地域からの人口流出率が高く、そのことが地域経済の発展を阻害すると考えられる。今回東京都も 41 円引き上げ 1113 円に改定するとの答申が示された。山口県と比較すると 185 円の差で、年間約 38.6 万円の差が生じることになる。東京における商品の販売価格や仕事内容に違いは無いにも関わらず居住地域が違うだけで賃金に差が生じるのはあまりに不公正である。また、今回の改定によって、全国加重平均は 1004 円になるとされているが、加重平均には各地域の実態が反映されているわけではなく、これまでのようにランクを分けて格差を広げるような引き上げでは、地域間格差は解消しない。

今回の「40 円」の引き上げは、生活圈であり日常的な交流のある広島県と同額（40 円）の引き上げでありその差は縮まらない。また福岡県（41 円）についてはその差が 1 円拡大している。このことは、山口県からの人口流出に拍車をかけるだけでなく、逆に都市部から山口県への転入を阻害するものである。

今回の改定で最低賃金が 1000 円を超える地域は東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都、兵庫の大都市圏である。円安などの影響による原材料や燃料の価格高騰などにより食料品をはじめ様々なものが値上がりしているが、全国的な物価高騰に全く追いついていない。最低賃金の改定額を抑制することは、経済に対する負の効果しかもたらさない。消費を向上させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金底上げをすることが経済回復には最も効果的である。

今年度、A ランクで 1 地域、B ランク 12 地域、C ランク 11 地域の最賃審が、中央目安を超える答申を行っている（「2023 年度の地域別最低賃金の審議状況」参照）。山口地域においても、まずは、労働者の異動が容易な広島県および福岡県の最低賃金により近づけるべく再審議を求める。

山口県労連は「最低生計費試算調査」を新型コロナ禍前の 2019 年に行った。これは、25 歳単身者が山口市で普通に暮らしていくための費用はどのくらい必要かを試算するもので、月額 241,741 円が必要との結果となった。月 150 時間の勤務として時給 1612 円が必要となった。4 年を経過し、その間に大幅な物価高騰があったため、最低生計費の必要額はさらに増額していると考えられる。また、この結果

からも、現行法の「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として、全国一律額の最低賃金制度に改めるよう法改正を行うことが必要であることは明らかである。

また、県労連の試算では、標準生計費調査による最低必要額の 1500 円以上に山口地方最賃を引き上げると、県内の賃金総額は 3729 億円増、2557 億円が消費支出増となり、生産誘発額 2812 億円の経済波及効果と、18,750 人の雇用増を誘発し、県内総生産を「4.4%」押し上げることが明らかとなり、最賃引き上げで景気の好循環を引き出すべきだと指摘した。

状況を抜本的に改善し、働く者すべてが憲法第 25 条の保障する「健康で文化的な生活」を営むことができるようにするためには、全国各地の労働組合が行った「最低生計費試算調査」の結果に基づき、全国一律で最低賃金を「時給 1,500 円以上」とすることが必要であり、その実現に向けても「928 円」を大幅に上回る答申とするよう再審議を求める。

なお、専門部会で「山口県は大学進学率が高いので若年の人口流出が多い」との発言があったが、山口県の大学進学率はここ数年約 40%程度であり、全国平均（2022 年・57%）に比較してかなり低く 40 位以下にある。しかし、産業人材の定着率・高校卒業者製造業への就職率は全国で 1・2 位であり、地元への就業等の意識は高い。現在、山口県教委は大学進学率を上げようとしているが、人口流出への歯止め、U ターンの促進、地元で活躍する労働者へのリスペクトによって地域の活性化・地域の存続を図るためにも他県比較で遜色のない最賃額とすることが重要であり「928 円」を大幅に上回る答申とするよう再審議を求める。

**（2）最低賃金審議会の審議の前提が、直接最低賃金が支払われる非正規労働者にほぼ限定されていることについて。**

現在、最低賃金は、パートタイムの非正規労働者だけの基準だけでなく、労働者全体の賃金を下支えている。例えば、医療・介護・福祉などの人々の生活を支えるために必要不可欠な職種に従事する労働者の賃金体系や、最賃法が適用されていない公務労働者の初任給・非正規公務員の賃金へも影響していることは、具体的な賃金額からも、それらの人事担当者の言動からも明らかである。よって、最賃の審議の前提は、最低賃金額に準拠した賃金体系の事業場においてフルタイムで働き、その収入で生計を立てている労働者を念頭にすべきである。そこで働く方々にとっても最賃額の引き上げは死活問題である。

専門部会における参考人の意見では、最低賃金が上がると、年末の繁忙期に就労調整が行われ、人手不足に拍車がかかるため最賃の発効を遅らせて欲しいということであった。就業調整を行う労働者は、その多くが家計の補助的な収入を得るために働いており、一定内の賃金を得ることをめざしている。年収要件を優先した労働時間とするため、最賃額を引き上げる度に労働時間を調整するという矛盾を抱え、他県に事業所を展開する県内企業は「同一労働同一賃金」との矛盾も抱えることになる。

これらの就労調整の最大の問題点は、非扶養者としての扶養手当や課税控除などの利点の方が、自らの賃金収入より高いためであり、現状の最低賃金準拠の時間給で扶養手当額分を補填するには、労働時間をかなり増やさなければならないということである。そのことは、如何に時間給が低いのかということを表している。同時に、自立した労働者となることを阻む低額な時給額と、個人単位ではなく家族単位の税制度に問題があり、安直に発効日をずらすことでは問題の本質的な解決とはならない。

なお、最低賃金額や発効時期を審議する際に障害となっている 103 万円・106 万円・130 万円・150 万円などのいわゆる「収入の壁」の問題の解消により審議がスムーズになることが明らかであることから、税制度を改正するよう国に対して要請することを求める。

(3) 山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて。

最低賃金の水準は多くの人々の生活に影響する指標でありながら、その決定の過程が「ブラックボックス」になっているとの声に応え、今年度、公・労・使の3者で協議する審議会及び、専門部会を全面公開とし透明性を高めたこと、及び、2者協議での労使の主張についても、その概要の一部を文書で開示したことは評価する。今後も基本は、公開の原則に則った運営がなされるよう要請する。

なお、私たちは審議会および専門部会の完全公開を求めている。その根拠は、最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害されていること及び、率直な議論は公開でも可能であり、公開することで国民の監視が強まり「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となるよう期待しているからである。科学的で責任を持った意見による審議が公開されず審議経過が見えないままでの決定では、審議会に対する社会的不信が高まるのも当然である。また、異議審での意見陳述についても検討されるべきである。

本来、最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提である。直ちに審議会および専門委員会の全ての議事録の速やかな公開を求めるとともに、全ての会議が公開されないままでの「答申」決定であることに対して異議を申し出る。

#### (4) 山口地方最賃審から、行政への具体的要望がないことについて

昨年度の、山口地方最低賃金審議会、山口地方最低賃金専門委員会公益委員見解では、4 行政への要望として、「行政においては、厳しい業況の中小企業・小規模事業者等に配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請取引の適正化、金融支援など、今後も継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう求める」としていた。しかし、労働局長あての答申には、専門部会から行政への要望はなかった。最低賃金審議会による「付帯決議」等で行政に強く働きかけることを求める。

また、今年度の報告書では「最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。」とある。さらに「近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、年収要件内での労働時間とするため、就業調整による労働現場での混乱を回避するためにも、発効日の見直しが必要とも考えられるが、発効日が各県ごとに異なる場合に、労働者の総賃金額に地域間格差が生じることから目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会でも各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する」とある。

しかし、労働局長あての答申には、専門部会から行政への要望が含まれていない。山口地方最低賃金審議会による「付帯決議」等により行政機関に強く働きかけることを求める。

#### 山口地方最低賃金審議会 付帯決議 (案)

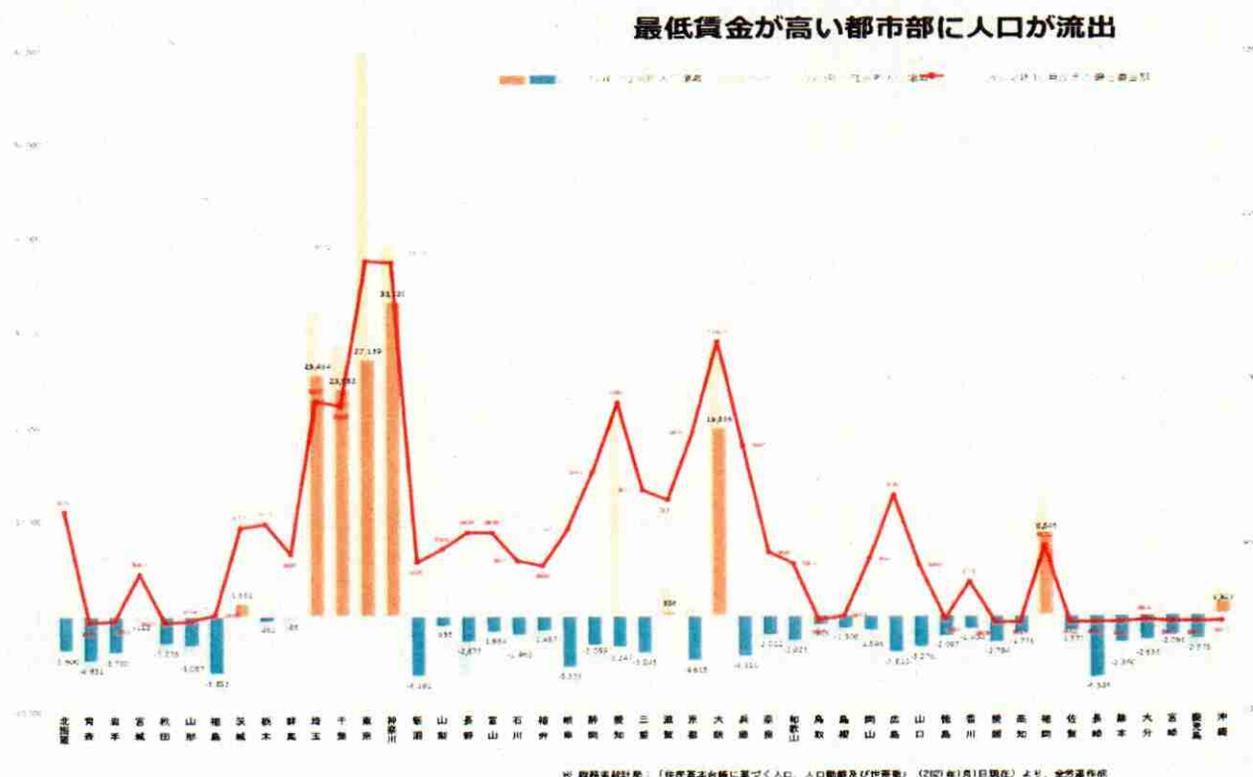
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける現在の厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、および地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 賃上げのための環境整備として、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」等の国及び地方自治体所管の各種支援策を拡充・強化すること。また、新たな助成金の早急な創設を図ること。
- 2 賃金の引き上げを円滑に行うため、税控除制度の見直しや、中小企業・小規模事業者に対する年金保険料及び健康保険料の事業主負担額の国による負担措置等を講じること。
- 3 年収要件内での労働時間とするため就業調整による労働現場での混乱を回避するために、いわゆる「収入の壁」を解消する税制度を構築すること。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議を行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。
- 5 現行法の「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として、全国一律額の最低賃金制度に改めるよう法改正を行うこと。

以上

2021-2022年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図



## 2023年度地域別最低賃金の審議状況

2023/8/18

区分	都道府県	審議額	現行額	引上げ		目安比
				額	率	
B	北海道	960	920	40	4.3	0
C	青森	898	853	45	5.3	6
C	岩手	893	854	39	4.6	0
B	宮城	923	883	40	4.5	0
C	秋田	897	853	44	5.2	5
C	山形	900	854	46	5.4	7
B	福島	900	858	42	4.9	2
B	茨城	953	911	42	4.6	2
B	栃木	954	913	41	4.5	1
B	群馬	935	895	40	4.5	0
A	埼玉	1028	987	41	4.2	0
A	千葉	1026	984	42	4.3	1
A	東京	1113	1072	41	3.8	0
A	神奈川	1112	1071	41	3.8	0
B	新潟	931	890	41	4.6	1
B	山梨	938	898	40	4.5	0
B	長野	948	908	40	4.4	0
B	富山	948	908	40	4.4	0
B	石川	933	891	42	4.7	2
B	福井	931	888	43	4.8	3
B	岐阜	950	910	40	4.4	0
B	静岡	984	944	40	4.2	0
A	愛知	1027	986	41	4.2	0
B	三重	973	933	40	4.3	0
B	滋賀	967	927	40	4.3	0
B	京都	1008	968	40	4.1	0
A	大阪	1064	1023	41	4.0	0
B	兵庫	1001	960	41	4.3	1
B	奈良	936	896	40	4.5	0
B	和歌山	929	889	40	4.5	0
C	鳥取	900	854	46	5.4	7
B	島根	904	857	47	5	7
B	岡山	932	892	40	4.5	0
B	広島	970	930	40	4.3	0
B	山口	928	888	40	4.5	0
B	徳島	896	855	41	4.8	1
B	香川	918	878	40	4.6	0
B	愛媛	897	853	44	5.2	4
C	高知	897	853	44	5.2	5
B	福岡	941	900	41	4.6	1
C	佐賀	900	853	47	5.5	8
C	長崎	898	853	45	5.3	6
C	熊本	898	853	45	5.3	6
C	大分	899	854	45	5.3	6
C	宮崎	897	853	44	5.2	5
C	鹿児島	897	853	44	5.2	5
G	沖縄	896	853	43	5.0	4
加重平均		1004	961			

(写)

山口労発基 0823 第 1 号

令和 5 年 8 月 2 3 日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口労働局長

名田 裕

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 5 年 8 月 21 日付けをもって全国一般労働組合全国協議会  
山口連帯労働組合執行委員長三輪力也、同年 8 月 22 日付けをもってユニオン山  
口執行委員長打道晋一、山口県医療労働組合連合会執行委員長萩原秀樹、生協関  
連一般労働組合中四国執行委員長西崎直人、コープやまぐち労働組合執行委員  
長吉賀直紀、山口県高等学校教職員組合執行委員長石田高士、山口県労働組合総  
連合議長石田高士、山口県労働組合総連合非正規部会部会長平島真木子から、最  
低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見  
を求めます。

(写)

令和5年8月23日

山口労働局長

名田 裕 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日貴職から、8月7日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか6団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

異議の申出については、棄却することが妥当である。